



2019年6月17日

各位

会社名 株式会社ユーシン  
代表者名 代表取締役社長 社長執行役員 岡部 哉慧  
(コード番号：6985 東証第一部)  
問合せ先 執行役員 経理財務本部長 田尾 和也  
Tel：03 (5539) 6064

### 内部統制報告書の訂正報告書の提出に関するお知らせ

当社は、本日付「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び過年度決算短信等の訂正に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、過年度に係る有価証券報告書等の訂正報告書等を関東財務局に提出するとともに、過年度に係る決算短信等の訂正開示を行いました。

また、これと併せ、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、内部統制報告書の訂正報告書を関東財務局へ提出いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 訂正の対象となる内部統制報告書

第113期	内部統制報告書	(自 2013年12月1日	至 2014年11月30日)
第114期	内部統制報告書	(自 2014年12月1日	至 2015年11月30日)
第115期	内部統制報告書	(自 2015年12月1日	至 2016年11月30日)
第116期	内部統制報告書	(自 2016年12月1日	至 2017年12月31日)
第117期	内部統制報告書	(自 2018年1月1日	至 2018年12月31日)

##### 2. 訂正の内容

上記の各内部統制報告書のうち、3【評価結果に関する事項】を以下のとおり訂正いたします。なお、訂正箇所には、          を付して表示しております。

<第113期から第116期まで>

##### 3【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価手続を実施した結果、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当連結会計年度末日時点における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効ではないと判断いたしました。

#### 記

当社は、当社の連結子会社である U-SHIN (THAILAND) CO., LTD. (タイ ラヨン県) に関し、令和元年12月期第1四半期末の現地棚卸の際の社内調査により、平成24年11月期以降において棚卸資産が過大となり売上原価が過小となっている可能性があることが判明したことから、平成31年4月26日付で社外有識者

を主要メンバーとする調査委員会を設置し、調査を行いました。

令和元年6月17日付で受領した同委員会による調査結果報告等を受け、当社は、平成24年11月期以降の売上原価及び同社が保有する棚卸資産の金額の見直し等、必要と認められる訂正を行うことといたしました。

これらの決算訂正により、平成26年11月期から平成30年12月期までの有価証券報告書及び平成28年3月期第1四半期から平成30年12月期第3四半期までの四半期報告書について訂正を行うことといたしました。

これらの訂正は、当社においてガバナンス体制及び内部統制が不十分であったこと、当グループの内部においてモニタリング体制が不十分であったこと、当社連結子会社の役員及び一部従業員の管理・監督が不十分であったことなどがあげられ、それらの不備によって発生したと認識しております。

以上のことから当社は、結果として内部統制が有効に機能していなかったと判断し、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

なお、上記事実の特定は、当事業年度末日以降となったため、当該開示すべき重要な不備を当事業年度末日までに是正することはできませんでした。なお、上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正は、すべて連結財務諸表に反映しています。

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、開示すべき重要な不備を是正するために、以下の再発防止策を実行し、ガバナンス体制及び内部統制の整備・運用を図ってまいります。

- 1 経理的知識・言語能力を考慮した適切な人材配分の見直しによるチェック体制の構築
- 2 子会社管理の役割分担や権限（責任）の明確化及び各部門責任者の意識・能力の向上のための教育
- 3 会計システムの連携体制の見直し
- 4 経営企画本部、経理財務本部、内部監査室等の連携強化

以上

<第117期>

(訂正前)

上記の評価手続を実施した結果、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当連結会計年度末日時点における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効ではないと判断いたしました。

## 記

当社は、当社の連結子会社である U-SHIN (THAILAND) CO., LTD. (タイ ラヨン県) に関し、2019年12月期第1四半期末の实地棚卸の際の社内調査により、2012年11月期以降において棚卸資産が過大となり売上原価が過小となっている可能性があることが判明したことから、2019年4月26日付で社外有識者を主要メンバーとする調査委員会を設置し、調査を行いました。

2019年6月17日付で受領した同委員会による調査結果報告等を受け、当社は、2012年11月期以降の売上原価及び同社が保有する棚卸資産の金額の見直し等、必要と認められる訂正を行うことといたしました。

また、当社の連結子会社である U-SHIN EUROPE LTD. (ハンガリー キスベル市) についても、2018年12月期における売上原価の修正等、2019年12月期第1四半期の決算手続上判明した必要と認められる訂正を行うことといたしました。

これらの決算訂正により、2014年11月期から2018年12月期までの有価証券報告書及び2016年11月期第1四半期から2018年12月期第3四半期までの四半期報告書について訂正を行うことといたしました。

これらの訂正は、当社においてガバナンス体制及び内部統制が不十分であったこと、当グループの内部においてモニタリング体制が不十分であったこと、当社連結子会社の役員及び一部従業員の管理・監督が不十分であったことなどがあげられ、それらの不備によって発生したと認識しております。

以上のことから当社は、結果として内部統制が有効に機能していなかったと判断し、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

なお、上記事実の特定は、当事業年度末日以降となったため、当該開示すべき重要な不備を当事業年度末日までに是正することはできませんでした。なお、上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正は、すべて連結財務諸表に反映しています。

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、開示すべき重要な不備を是正するために、以下の再発防止策を実行し、ガバナンス体制及び内部統制の整備・運用を図ってまいります。

- 1 経理的知識・言語能力を考慮した適切な人材配分の見直しによるチェック体制の構築
- 2 子会社管理の役割分担や権限（責任）の明確化及び各部門責任者の意識・能力の向上のための教育
- 3 会計システムの連携体制の見直し
- 4 経営企画本部、経理財務本部、内部監査室等の連携強化

以上